

第三管区海上保安本部公示第17号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年5月12日

第三管区海上保安本部長

赤松 宏樹（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 首都圏CCS株式会社
- （2）住 所 千葉県千葉市中央区問屋町1番35号

2 水路測量を実施する区域及び期間

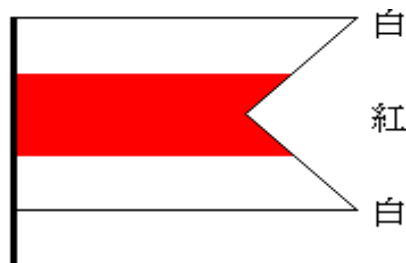
- （1）区 域 千葉県九十九里沖（付図のとおり）
- （2）期 間 令和7年6月1日から令和7年10月31日

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

- （1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- （2）三管区水路通報に掲載する。

来年1月より紙による公示は行わない。今後は下記URLよりご確認ください。
<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN3/kanri/surveykouji.htm>

付図

